

フロン排出抑制法施行規則第 49 条第 1 号の規定に基づく例外引渡者承認事務取扱要領

平成 22 年 1 月 12 日 制定
令和 2 年 3 月 18 日 最終改正
島根県環境生活部環境政策課

(目的)

第 1 条 この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 49 条第 1 号の規定に基づき、知事が認める者（以下「例外引渡者」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

第 2 条 知事の承認を受けようとする者は、例外引渡者承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請人が個人である場合においては、住民票の写し
- (2) 申請人が法人である場合においては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (3) 事業所の付近の見取図
- (4) 事業所の平面図（フロン類回収容器の保管場所が明示されたもの）
- (5) 引き取ったフロン類を、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡したことを証することができる書類（以下「フロン類管理書」という。）
- (6) その他、知事が必要と認める書類

(承認の基準等)

第 3 条 知事は、前条の申請があった場合において、その申請の内容が次の各号の基準に適合すると認めるときは、承認するものとし、その旨を様式第 2 号により申請者に通知することとする。

- (1) 知事の登録を受けている第一種フロン類充填回収業者又は知事の登録を受けている第一種フロン類充填回収業者で構成されている団体であること。
- (2) フロン類回収容器の保管場所及びフロン類の管理について十分な知見を有する者が責任者として選任されていること。
- (3) 引き取ったフロン類を、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡しを行っていること。
- (4) 事業所ごとに他の第一種フロン類充填回収業者への貸出が可能な台数のフロン類の回収のための機器及びフロン類回収容器を有していること。
- (5) 事業所ごとにフロン類回収容器の専用の保管場所が適切に設置されていること。
- (6) フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって、規則第 50 条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。
- (7) フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、規則第 49 条第 1 号ロに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から 5 年間保存することが確実であること。
- (8) 前号の記録に係る閲覧の申出があった場合、正当な理由がない限り、その申出に応じる

ことが確実であること。

(9) 毎年度終了後 45 日以内に、規則第 49 条第 1 号ニに掲げる事項について知事に報告することが確実であること。

2 知事は、申請の内容が前項各号の基準に適合しないために承認しなかったときは、その旨を様式第 3 号により理由を付して申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 4 条 例外引渡者は、様式第 1 号に記載した申請事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を様式第 4 号により、知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第 5 条 例外引渡者は、フロン類の引取りを廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を様式第 5 号により、知事に届け出なければならない。

(記録及び報告)

第 6 条 例外引渡者は、規則第 1 号ロに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から 5 年間保存しなければならない。

2 例外引渡者は、毎年度終了後 45 日以内に、様式第 6 号により知事に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

第 7 条 知事は、例外引渡者が第 3 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったとき又は前条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その承認を取り消すことができる。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。